

# 安衛法施行令、特化則等が改正されました（平成 25 年 1 月 1 日施行）

## 1．特定化学物質の第 2 類物質へ追加

物質	用途の例	主な有害性	法規制概要
インジウム化合物 <b>金属インジウム（合金を含む）を除く</b>	薄型ディスプレイ等の透明電極材料、化合物半導体	発がん性：リン化インジウムは IARC 2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある） 反復投与毒性ヒト（吸入）間質性肺炎	管理第 2 類物質及び特別管理物質と同等の措置が必要。呼吸用保護具の着用、2 次発じん防止のための清掃
コバルト及びその無機化合物 <b>触媒として使用する作業を除く</b>	磁性材料、特殊鋼、超硬工具、触媒、陶磁器の顔料、蓄電池	発がん性：コバルトと炭化タングステンとの合金は IARC2A。その他金属コバルト及びコバルト化合物は IARC 2B ヒトに対して発がん性が疑われる）	管理第 2 類物質及び特別管理物質と同等の措置が必要。2 次発じん防止のための清掃
エチルベンゼン (工業用キシレンの異性体) <b>塗装の業務に限る</b>	スチレン単量体の間原料、有機合成、溶剤、希釈剤	発がん性：IARC 2B ヒト（吸入）気道の炎症、結膜炎 GHS 分類 生殖毒性 区分 B	第 2 種有機溶剤と同等の措置が必要。特化則の特別管理物質と同様に記録の保管等、十分な性能を有する呼吸用保護具の使用

## 2．容器等への表示、文書の交付等（SDS）(経過措置等あり)

- (1) インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物を、重量の 0.1% 以上含有する製剤その他の物
- (2) エチルベンゼンを、重量の 0.1% 以上含有する製剤その他の物

## 3．特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

- (1) インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物を製造し、または取り扱う作業全般（触媒取扱い等は適用除外）
  - 重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物が対象
  - 以下のような、労働者の身体が当該物質の粉じん等にはばく露されるおそれがない作業は、取り扱い作業に該当しない。
    - \* インジウム化合物等を電極とする液晶パネルを用いて電機製品を組み立てる作業
    - \* コバルト含有合金をプレス成型（打ち抜きを除く）する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成型したものを単に組み立てる作業
    - \* コバルトを含有する合金を素材とする工具を通常的使用方法により用いて、他の金属等の加工等を行う作業
    - \* 塩化コバルトを紙製のカードやシリカゲルに含浸させて乾燥させた製品を、湿度検知のために梱包・回収する作業
- (2) 屋内作業場等におけるエチルベンゼン塗装業務
  - エチルベンゼンの含有量が重量の 1% を超えるものが対象
  - エチルベンゼンの含有量が重量の 1% 以内で、かつエチルベンゼンと有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の 5% を超えるものは有機溶剤中毒予防規則により規制

## 4．規制概要

- (1) インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物
  - 発散抑制措置等、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断実施、特別管理物質としての措置
  - インジウム化合物を製造・取り扱う屋内作業場では、作業環境測定結果に応じ適切な呼吸用保護具の着用が必要
  - 2 次発じん防止のため器具等に付着したインジウム化合物を除去した後でなければ作業場外に持ち出せない
- (2) エチルベンゼン等
  - エチルベンゼンが溶剤として使用される実態にあり、それに応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから有機則の規定の一部を準用
- (3) 女性則の一部改正
  - 特定のエチルベンゼン塗装業務等の女性就業禁止業務への追加

詳細は <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/> をご覧下さい。